



子育てカレンダー

1月中旬～



今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、記載情報に変更となる可能性があります。最新情報は、町ホームページ等でご確認いただき、参加にあたっては事前に各問合せ先へご確認ください。

Enjoy

1/26・2/9 (水) (水) はとっこひろば 「にこにこ」

にこにこサロンのボランティアが、簡単な工作をしながらお子さんと遊んだり、保護者の方の相談などをお聞きします。

内容: (1月26日) 節分セット作り、(2月9日) ひな飾り作り **時間:** 午前10時～11時 **定員・申込:** 各回3組で事前申込制。費用無料。定員になり次第受付を終了。

問合せ・場所: ニュータウンふくしプラザ ☎ 290-5469



1/18・2/3 (火) (木) 保育体験

親子で参加する保育体験です。

対象: 平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの幼児と保護者(年度途中での参加も随時募集しています) **時間:** 午前9時30分～正午 **費用:** 保険料144円(3回分 初回参加時にご用意ください)

場所・問合せ: 町立鳩山幼稚園 ☎ 296-0592

1/25 (火) 1歳6か月児健診

次の期間に生まれたお子さんを対象に1歳6か月児健診を行います。

対象: 令和2年4～6月生まれ **内容:** 身体計測、内科診察、歯科診察、保健相談など ※受付時間、持ち物等の詳細は個別に通知します。

場所・問合せ: 町保健センター ☎ 296-2530

1/29 (土) ママパパ教室

妊娠中・産後を不安なく過ごせるように楽しく学びます。

対象: 妊婦 **時間:** 午前10時～11時30分 **内容:** 赤ちゃんのお風呂の入れ方のコツ ※対象者には個別通知します。

場所・問合せ: 町子育て世代包括支援センター「ぴっぴ」 ☎ 298-1136



2/3 (木) 乳児健診

次の期間に生まれたお子さんを対象に乳児健診を行います。

対象: 令和3年9～10月生まれ(3～5か月児)、令和3年3～4月生まれ(9～11か月児)

内容: 身体計測、内科診察、歯科相談、栄養相談、保健相談など ※受付時間、持ち物等詳細は個別に通知

場所・問合せ: 町保健センター ☎ 296-2530

2/14 (月) 妊婦・乳幼児健康相談

お子さんの成長確認や、育児相談等にご利用ください。

対象: 妊婦・生後4か月～4歳(事前予約制) **時間:** 午前9時30分～11時 **内容:** 身体計測、健康相談、栄養相談 **持ち物:** 母子健康手帳、タオル

場所・問合せ: 町子育て世代包括支援センター「ぴっぴ」 ☎ 298-1136



育児や学校のこと、一人で悩まず相談を



ひばり子育て相談(電話相談)

外出するのはちょっと大変という方に、保育士・看護師が適切なアドバイスをします。

受付時間: 平日 午前9時～午後5時 **問合せ:** ひばり子育て支援センター ☎ 296-5694

さわやか相談室(鳩山中学校内)

☎ 296-2230
相談時間: 授業がある日の午前11時～午後4時 ※上記相談時間以外の電話相談は町教育委員会事務局へ(☎ 296-1227 平日 午前8時30分～午後5時15分)

よい子の電話教育相談
(24時間 365日対応)

◆保護者専用
☎ 048-556-0874、Eメール相談 soudan@spec.ed.jp
◆18歳以下の子ども専用(無料)
☎ # 7300 または 0120-86-3192

レポ

鳩山幼稚園の子どもたちが 山村学園短期大学でファンタジーワールドを体験



11月17日(水)、町立幼稚園の全園児(19名)が、山村学園短期大学の学生らがキャンパスをテーマパークに見立てたイベント、「Yamamura Juhla Juhla『夢の中の世界』」の招待を受け訪問しました。この日は、鳩山幼稚園のほかに他市の2つの保育園の子どもたちも招待されていました。

子どもたちは始めに講堂で、学生がオリジナルで制作した音楽絵本「フェリックスの鐘と不思議な花」を鑑賞した後グループに分かれ、学生アテンダー(案内人)の誘導で、キャンパス内で学生の皆さんが繰り広げる、物語をコンセプトにした様々なパフォーマンスや遊びを一緒に楽しみました。最後に広場に全員が集まり、お話のエピローグを迎え、子どもたちは、多くのストーリー性のあるファンタジー体験をしました。

今回のイベントは学生たちの授業の成果発表でもあり、素敵な衣装や、多数の不思議な世界を演出するための準備を、何カ月も行ったとのことでした。

小春日和に恵まれた半日を、子どもたちは大いに満喫し、幼稚園への帰りのバスの中では「楽しかった」「感動した」など多くの声があがっていました。



▲「やまたん」に手指を消毒してもらいました。



▲フェリックスの鐘と不思議な花プロローグ



▲森の動物や妖精の世界で遊びました。



▲物語のエピローグ

制度利用の申請はお忘れなく

子育てのための施設等利用給付制度をご活用ください

認可保育所や認定こども園を利用していない児童のうち、「保育の必要性の認定」を受けた児童は、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等の利用料が一部補助されます。制度を利用する場合は、申請が必要ですので、下記までお問い合わせください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

■対象となる子ども

3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児

保育認定ってなに？



保育認定(保育の必要性の認定)とは、保護者が働いている場合や、病気、障がいがある保護者に代わって子どもを保育する必要があると認定されることです。

■対象となる施設・サービス

認定こども園や幼稚園の預かり保育、各施設の所在市町村から確認を受けた認可外保育施設、一時保育事業、病児・病後児保育事業等

■対象となる費用

対象となる施設・サービスの利用料

	就労などで保育を必要とする家庭(保育認定)
預かり保育(幼稚園・認定こども園利用者)(3～5歳)	無償(11,300円/月まで)
認可外保育施設等(他園を利用していない場合)	0～2歳 無償(42,000円/月まで) (住民税非課税世帯)
	3～5歳 無償(37,000円/月まで)

※実費徴収費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は無償化の対象外です。